

●香川県告示第289号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

平成24年6月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

平成23年香川県商品流通調査

(2) 目的

地域間における商品の流通状況を明らかにし、平成23年香川県産業連関表の作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類大分類に掲げる「製造業」のうち、本調査の調査対象品目を生産している県内事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額及び国内向け出荷額

イ 製造品の国内向け出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比

(2) 基準となる期間

平成23年1月1日から同年12月31日まで

4 報告を求める者

(1) 数

約500事業所

(2) 選定の方法

工業統計調査、経済産業省生産動態統計調査の名簿及び同調査結果の生産数量等から作成された予備名簿を、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ、対象数が約500事業所となるよう選定する。ただし、経済産業省が実施する商品流通調査の対象となる事業所を除く。

5 報告を求めるために用いる方法

報告者が自ら調査票に記入し、調査表の配布及び回収は、郵送により行う。

6 報告を求める期間

平成24年7月1日から同年8月31日まで